

鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金(以下「本助成金」という。)を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、農地の流動化を促進するとともに、遊休農地の解消による優良農地の確保を図ることで、農業における担い手の規模拡大を増進し、地域農業の担い手となる効率的な経営体の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1条に規定する土地をいう。
- (2) 認定農業者 本市において、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定を受けた者をいう。
- (3) 農地中間管理事業 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する事業(同項第2号に係るものに限る。)をいう。

(交付対象者)

第4条 本助成金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、本市に住所を有する認定農業者であって、農地の利用集積を目的として次条に規定する農地を賃借した者(第6条に規定する賃借権の設定がされている者に限る。)であり、かつ、次に掲げる市税等を滞納していない者であるものとする。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(交付対象農地)

第5条 本助成金の交付の対象となる農地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内のものとする。

(交付対象賃借権)

第6条 本助成金の対象となる賃借権は、本助成金を受けようとする年度の前年度の1月1日から本助成金を受けようとする年度の12月31日までの間に告示された、農地中間管理事業により新たに設定された賃借権で、かつ、存続期間が4年11か月以上のものとする。

(除外規定)

第7条 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象としないものとする。

- (1) 同一の世帯員の間で、前条に規定する賃借権の設定又は農作業の受託契約の締結を行っている場合
- (2) 構成員が同一の世帯員で構成されている法人に対し、その構成員（当該構成員の世帯員を含む。）が前条に規定する賃借権の設定又は農作業の委託を行っている場合
- (3) 本助成金の交付対象者が鳥取市農地賃借料補助金の交付対象者である場合
- (4) 既に本助成金の交付を受けている農地の賃借権の設定を解除した後、同一の者に対して、新たに従前の契約の存続期間内に前条に規定する賃借権を設定する場合（補助金の算定等）

第8条 本助成金の農地10a当たりの単価は10,000円とし、本助成金の算定は、交付対象となる賃借権の設定に係る農地の面積（交付対象者ごとに10㎡未満は切捨てる。）に10a当たりの単価を乗じて得た金額の合計額とする。

2 本助成金は、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第9条 本助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、規則第4条に規定する交付申請書に様式第1号及び様式第2号による書類を添付して市長に提出するものとする。

(交付条件)

第10条 規則第6条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 本助成金の交付対象となった農地に係る賃借権の設定を期間満了前に解除しないこと（市長が認める場合を除く。）。
- (2) その他市長が必要と認める条件

(交付決定)

第11条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、あらかじめ農業委員会と協議してその内容を審査し、適当と認められるときには本助成金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する実績報告は、規則第4条に規定する交付申請書によりなされたものとみなす。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月10日から施行し、平成24年度の助成金から適用する。

(鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金交付要綱の廃止)

- 2 鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金交付要綱(平成6年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月13日から施行し、平成26年度の助成金から適用する。ただし、改正後の鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金交付要綱第11条の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし改正後の鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金交付要綱第5条の規定については平成27年度の助成金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月1日から施行し、平成29年度の助成金から適用する。
(経過措置)
- 2 平成29年度の本助成金に係るこの要綱による改正後の鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金交付要綱第6条の規定の適用については、同条中「本助成金を受けようとする年度の前年度の1月1日から本助成金を受けようとする年度の12月31日まで」とあるのは「本助成金を受けようとする年度の4月1日から12月31日まで」とする。